

次期広島市産業廃棄物処理指導計画における 基本的事項、各主体の連携・協働と役割、 施策の展開、計画の推進について

(参考)広島市産業廃棄物処理指導計画の構成

・計画策定の趣旨、現状及び課題

・基本的事項

・各主体の連携・協働と役割

・施策の展開

・計画の推進

(参考資料)

基本的事項

1 計画期間

令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

2 計画の方向性

基本理念

ゼロエミッションシティ広島の実現

事業者、市民、行政が連携・協働して、産業廃棄物の適正処理、減量・リサイクルを推進することにより、現在よりもより将来にわたって、市民が健康で安全に暮らすことのできる良好な生活環境の保全、そして、持続可能な社会の実現を目指します。

基本方針

適正処理の確保

産業廃棄物の適正処理の徹底を図ります。

減量・リサイクルの推進

産業廃棄物の最終処分量の削減に向け、経済性を踏まえつつ、3R及び中間処理による減量化等により、可能な限り、減量・リサイクルを推進します。

効果的・効率的な施策の推進

多様な主体の連携・協働の下、総合的な視点を持って、効果的・効率的な施策の推進を図ります。

施策分野

違法処理廃棄物

建設廃棄物

有害廃棄物

処理・処分

啓発・実績把握

体制づくり

DXの推進

情報発信

各主体

排出
事業者

処理業者

関係団体

市民

国や関係
自治体

広島市

3 指標・目標

計画の方向性に関する達成状況を把握・評価する指標として、以下を設定します。

指標 不適正な野積みの件数

➡不適正な野積みを減らす（令和 6 年度末：11 件）

産業廃棄物処理において、最も重要なことは、生活環境保全上支障のない適正な処理を行うことであり、違法処理廃棄物の状況を把握する指標として「不適正な野積み件数」を設定します。

指標 最終処分量

➡最終処分量を削減する（令和 5 年度 8.3 万トン）

減量・リサイクルの推進は最終処分量の削減につながることから、代表する指標として「最終処分量」を設定します。

なお、国の「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」においては、産業廃棄物の最終処分量を令和 4 年度→令和 12 年度（8 年間）で約 10%削減する（年間平均 1.25%削減）という目標を掲げていることから、本市も同程度の削減（令和 5 年度に対し約 6%の削減）を目指します。

指標 処理業者の電子マニフェスト加入割合

（電子マニフェストに加入している本市の許可業者数／本市の許可業者数）

➡処理業者の電子マニフェスト加入割合を増やす

指標 本市の電子マニフェスト利用割合

（電子マニフェストを利用して産業廃棄物を排出した施設・部署数／産業廃棄物を排出した施設・部署数）

➡本市における産業廃棄物の処理委託については原則電子マニフェストを利用する

電子マニフェストによる廃棄物処理のトレーサビリティの確保は、適正処理、事務処理の効率化等に資するものであり、普及拡大に当たっては、まずは処理業者の加入を促進することが効果的・効率的であることから、「処理業者の電子マニフェスト加入割合」を指標として設定し、処理業者における普及状況を把握します。

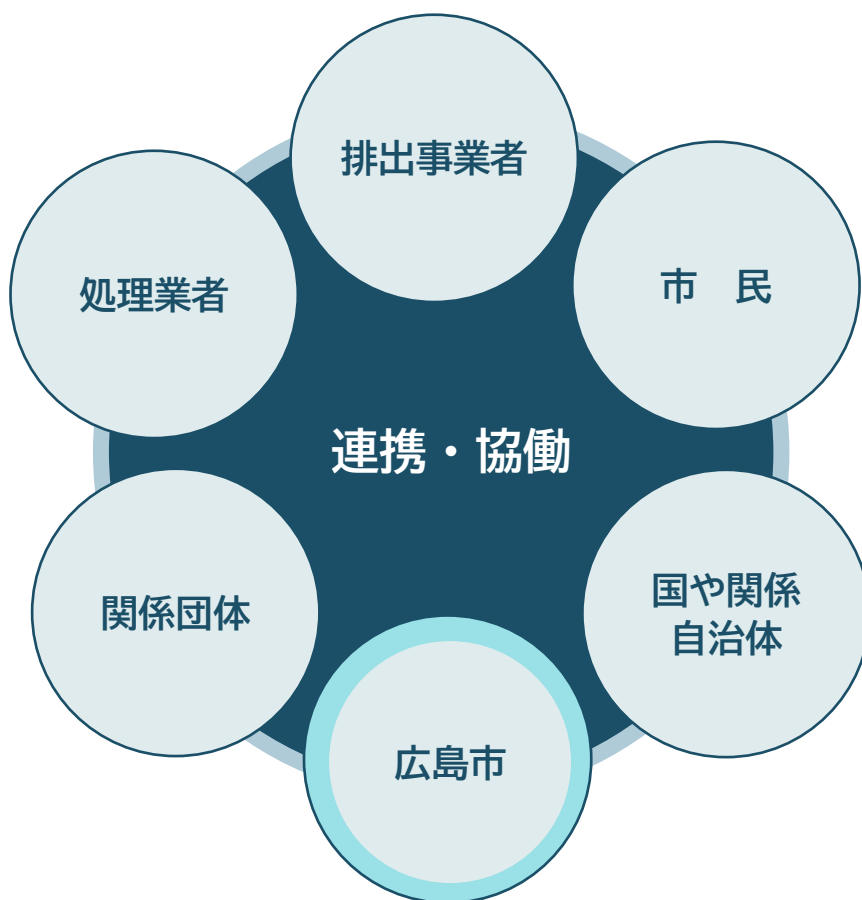
また、本市においては、原則電子マニフェストを利用することを目指し、達成状況を把握する指標として「本市の電子マニフェスト利用割合」を設定します。

※処理業者の電子マニフェスト加入割合、本市の電子マニフェスト利用割合とも、現状の数値は不明であり、来年度以降、処理業者における電子マニフェスト加入の有無、本市における産業廃棄物排出施設・部署数、電子マニフェスト利用の施設・部署数等の数値を継続的にどのようにして把握するかといった実施方法を検討した上で調査等を行い、数値を算出します。

各主体の連携・協働と役割

1 各主体の連携・協働

ゼロエミッションシティ広島の実現を目指すには、多様な主体がそれぞれの役割を認識し、自主性と創意工夫を生かして活動することに加え、互いに連携・協働して取り組む必要があります。



2 各主体の役割

広島市が 果たすべき役割

各種法制度の適切な運用、事業の効果的・効率的な実施、各主体間の連携・協働の促進を図り、産業廃棄物に関する取組を総合的・計画的に進める。

また、広島市自らも排出事業者として、産業廃棄物の適正処理の徹底を図るほか、発注工事における再生利用、上下水道汚泥の減量・リサイクル等による3Rの推進、電子マニフェスト利用等による電子化の推進など、他の模範となるよう、循環型社会の形成に向けた行動を率先して実行する。

排出事業者に 期待される役割

排出事業者責任を十分に認識した上で、法令等に関する知識・意識の向上に努めつつ、産業廃棄物を適正に処理し、必要な経費を負担する。

また、産業廃棄物の発生抑制や減量化等に取り組むほか、処理を委託する際は、できるだけ減量・リサイクルを行うことができる業者に委託する。

処理業者に 期待される役割

産業廃棄物の適正処理を徹底するとともに、知識の向上に努め、産業廃棄物処理の専門家、中核を担う存在として、排出事業者への的確な助言を行い、適正処理に導く。その際、排出事業者と処理業者との間で適正な費用等の情報を共有する。

また、有用資源の回収など廃棄物の減量・リサイクルに積極的に取り組むほか、電子化、情報公開を推進する。

関係団体に 期待される役割

団体の構成員が自らの活動を責任をもって推進するとともに、連携・協働の重要なつなぎ手として、独自の発信能力、専門性、ネットワーク等を生かした取組を充実させる。

市民に 期待される役割

自らの廃棄に係る行動が生活環境等に影響を及ぼし得るものであることを自覚した上で、適切な事業者を選択し、必要な費用を負担するなど責任ある行動を取る。

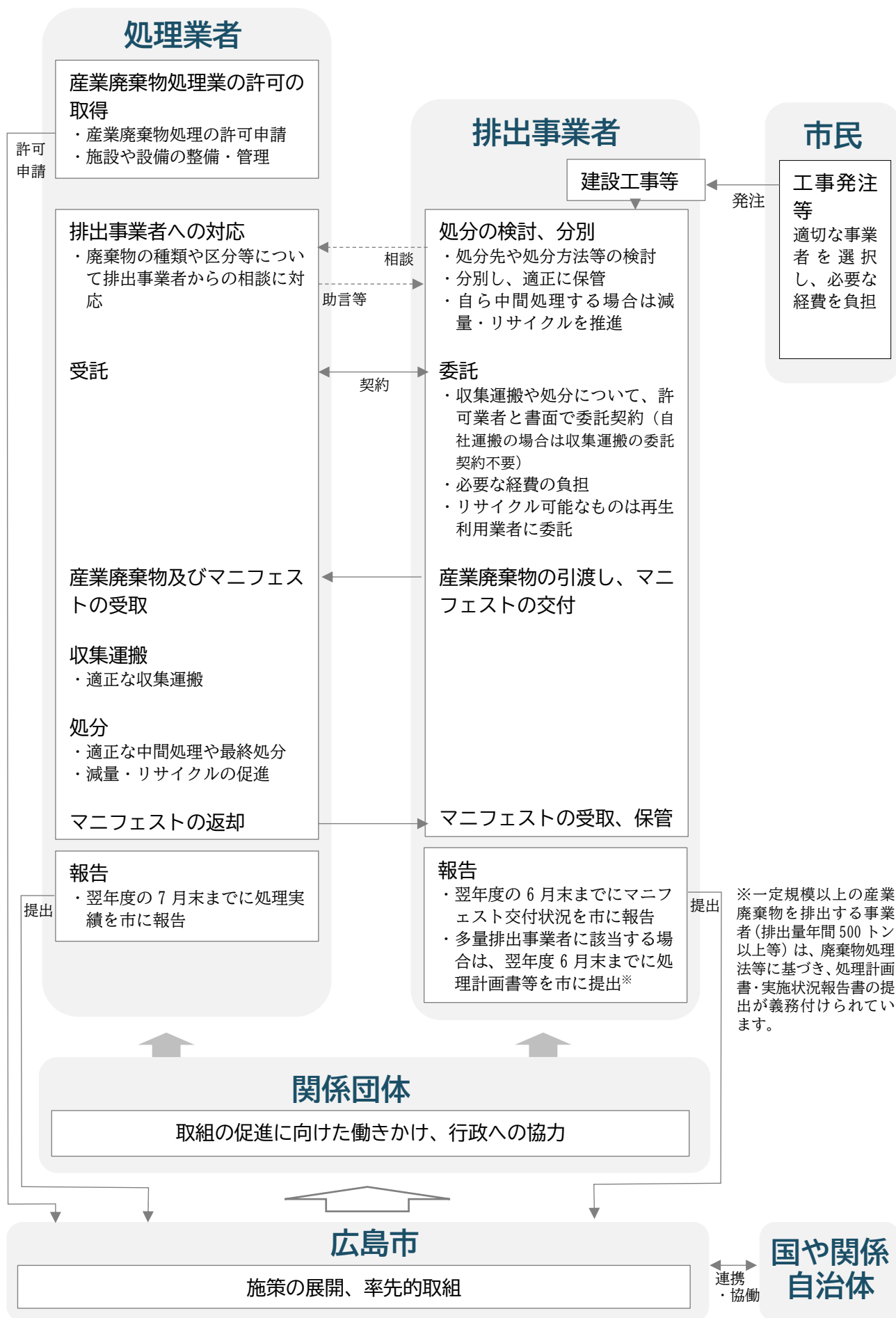
また、製品を購入する際は、リサイクル品を選択するなど、資源の循環利用に貢献する。

国や関係自治体に 期待される役割

国は、法の制定、制度の導入など全国的な取組を総合的に進めるとともに、地方自治体や事業者との連携を図る。

広島県、近隣自治体等においては、所管する法制度の運用、事業の実施を行うとともに、広島市、事業者等と連携し、総合的・計画的に取組を進める。

3 産業廃棄物処理等の流れと各主体の関係



施策の展開

施策体系

分野ごとに施策を整理、体系化しました。（本市の優先的取組、関連する基本方針も併せて記載）

(施策分野)		(施策)	適正 処理 の確保	減量・ リサイ クルの 推進	効果 的・効 率的な 施策の 推進
違法処理 廃棄物	違法処理廃棄物ゼ ロの実現	違法行為に対する監視・指導の強化	■		
		不適正処理の防止	■		
		関係機関等との連携	■		
建設 廃棄物	建設廃棄物の適正 処理・再生利用	建設廃棄物の適正処理・再生利用の促進 〔本市の優先的取組〕	■	■	
		本市発注工事における再生利用等の推進			
有害 廃棄物	有害廃棄物の適正 処理	P C B 廃棄物の適正処理	■		
		アスベスト等の適正処理	■		
処理・ 処分	適正な処理・処分に 向けた取組の推進	適正な処理・処分の徹底	■		
		自動車リサイクル法の円滑な運用	■		
		処理業者の優良化と減量・リサイクルの促進	■	■	
啓発・ 実績把握	啓発と実績把握の 推進	効果的な啓発・働きかけ	■	■	■
		多量排出事業者の処理状況の把握と自主的取組の促進 〔本市の優先的取組〕		■	■
		本市上下水道汚泥の減量・リサイクルの推進			
		排出事業者によるマニフェスト交付の状況把握と適正 処理の推進	■		■
体制 づくり	総合的・効果的な推 進体制の実現	事業系廃棄物等に係る一体的な対策の推進に向けた体 制づくり	■	■	■
		協働による効果的な対策に向けた体制づくり	■		■
D X の 推進	デジタル技術の活 用と可視化・分析の 推進	デジタル技術を活用した効果的・効率的な情報管理	■	■	■
		情報の収集・電子化・可視化・分析の推進	■	■	■
		電子マニフェストの利用促進 〔本市の優先的取組〕	■		■
情報発信	分かりやすくニー ズに即した情報発 信	本市における電子マニフェストの原則利用			
		分かりやすく効果的な情報発信	■	■	■
		リーフレット等を用いた情報提供	■		■

1 違法処理 廃棄物

違法処理廃棄物ゼロの実現

■違法行為に対する監視・指導の強化

廃棄物の違法処理は、生活環境に影響を及ぼすおそれがあることから、厳正に対処する必要があります。中でも、廃棄物等を野外に放置すること（野積み）は、飛散や流出、汚水の地下浸透、悪臭、害虫発生などの問題を生じさせるおそれもあり、早期に対応する必要があります。

こうしたことから、野積みを発見した場合は速やかに対応するとともに、長期未解決事案については、継続的な指導・監視を重ね、改善されない場合は、行政処分等も含め、厳正に対処するなど、取組を強力に進めます。

■不適正処理の防止

市民からの通報・苦情等により、不適正処理行為を把握した場合、速やかに調査・是正指導を行うなど、迅速・的確に対応します。

また、建設工事の監視・指導や広報等により不適正処理の未然防止に取り組むとともに、本市の関係部署間での情報共有・連携を進めます。

■関係機関等との連携

広島県産業廃棄物適正処理推進連絡協議会（広島県、広島市、呉市、福山市、環境省、広島県警察本部、第六管区海上保安本部で構成）を通じて合同パトロールを行うなど、近隣自治体や関係機関と連携し、野積みや不法投棄の早期発見に取り組みます。

また、不適正処理に対し、より効果的に対応するため、必要に応じ、広島県や警察等と連携して調査・指導を行います。

建設 廃棄物

建設廃棄物の適正処理・再生利用

■建設廃棄物の適正処理・再生利用の促進

建設業から排出される産業廃棄物（建設廃棄物）は、市全体の産業廃棄物排出量の約 3 割、最終処分量の約 6 割と大きな割合を占めており、その適正処理・再生利用は非常に重要です。

建設工事については、一定規模以上の場合、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づき、分別解体・再資源化等の届出が義務付けられており、これらの届出を受け付けるとともに、適宜立入調査を行い、適正処理等の確認・指導を行います。

また、廃棄物処理法に基づき、建設廃棄物の事業場外保管の届出を受け付け、適正保管を確認します。

その他、広島市建設汚泥の自ら利用に関する指導指針に基づき、国・広島県・広島高速道路公社・広島市が発注する建設工事については、建設汚泥自ら利用の事業計画書等の提出を求め、適正処理の確保や最終処分量の削減を図ります。

本市の率行的取組 本市発注工事における再生利用等の推進

本市発注工事においては、再生利用を促進するため、広島市建設工事リサイクル推進要綱等に基づき、建設廃棄物の発生抑制、再生資材・建設発生土の使用についての指定、再資源化可能な建設廃棄物の再資源化施設への搬入等を契約上の条件とするほか、請負代金額 100 万円以上の工事にあつては、建設リサイクルに関する計画の作成、元請業者におけるリサイクル責任者の明確化を求めます。さらに、建設リサイクル法の対象外である小規模工事についても、原則としてコンクリート等の特定建設資材について分別解体、再資源化等を行います。

また、搬出先については、コンクリート塊及び建設発生木材は再資源化施設^{※1}に、アスファルト・コンクリート塊は再生アスファルトとして再資源化することができる再資源化施設に、建設汚泥は、本市要領^{※2}に基づく届出を受けて本市が承認した汚泥再資源化施設及び管理型最終処分場を指定し、工事を発注します。

再生砕石については、本市の再生砕石承認基準に基づき、本市が承認した施設が製造したものを使用します。

※1 産業廃棄物処分業（中間処理）の許可を有する再資源化施設

※2 広島市建設汚泥再資源化施設取扱要領



有害廃棄物の適正処理

■PCB廃棄物の適正処理

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく届出等により、PCB含有電気機器の保管状況等を把握し、適正処理を促進します。

■アスベスト等の適正処理

本市の廃石綿等適正処理指導に関する方針に基づき、石綿建材除去事業に伴い排出されるアスベストの処理に関し、処理計画書及び実施報告書を求めるなど、有害廃棄物の適正処理を促進します。

4 処理・ 処分

適正な処理・処分にに向けた取組の推進

■適正な処理・処分の徹底

廃棄物処理法に基づき、産業廃棄物処理業の申請受付、許可審査を適正に実施するとともに、立入検査により処理基準の遵守の確認を行うなど、適正処理の徹底を図ります。

また、焼却施設や最終処分場については、適宜排ガスや水質の検査を行うなど、施設の適正な維持管理を促進します。

■自動車リサイクル法の円滑な運用

自動車リサイクル法に基づき、使用済自動車に係る引取業、フロン類回収業、解体業、破砕業の申請受付、登録・許可を適正に実施するなど、同法の円滑な運用を図ります。

■処理業者の優良化と減量・リサイクルの促進

優良産廃処理業者認定制度は、廃棄物処理法に基づき、通常の許可基準よりも厳しい基準（遵法性、事業の透明性、環境配慮の取組、電子マニフェスト、財務体質の健全性）に適合した優良な処理業者を、優良産廃処理業者として認定する制度です。認定された処理業者は、許可の有効期間が延長される（5年→7年）などのメリットがあります。

本制度について、本市ホームページ等を用いて周知するとともに、認定業者の公表を行うなど、処理業者の優良化を促進します。

また、再資源化事業等高度化法の制定を踏まえ、産業廃棄物の処分時における再資源化の実施とその工程の合理化・高度化、リサイクル可能な物品の積極的な回収などを促進します。

啓発・ 実績把握

啓発と実績把握の推進

■効果的な啓発・働きかけ

排出事業者における適正処理や減量・リサイクルの促進に向け、業界団体と連携し、各種会合における説明、講習会の実施、業界団体を通じた通知を行うなど、各種機会を捉えて効果的に啓発や働きかけを行います。

また、処理業者に対しても、業界団体と連携し、業界全体の質の向上に向けた啓発や働きかけを行います。

■多量排出事業者の処理状況の把握と自主的取組の促進

多量排出事業者から処理計画書及び実施状況報告書の提出を受け付け、排出・処理状況を把握するとともに、データを統合し、各事業所の集計、分析等を行います。

また、現在、多量排出事業者は、約 200 事業所で排出量合計は約 190 万トンと、本市全体の排出量の約 9 割を占めていることから、減量・リサイクルの促進に当たっては、多量排出事業者の取組が重要であり、データ分析等を基に、各事業者の取組レベルが分かるよう可視化し、積極的に公開することで、自主的取組を促します。

その他、未提出事業者に対しては、提出を指導します。

【本市の率優先的取組】 本市上下水道汚泥の減量・リサイクルの推進

本市の水資源再生センターや浄水場から、多量の上下水道汚泥が発生している状況を踏まえ、これらの汚泥については、施設内で脱水等の処理を行い、大幅な減量化を行うとともに、処理後物についても、再生利用に取り組みます。

■排出事業者によるマニフェスト交付の状況把握と適正処理の推進

廃棄物処理法に基づき、排出事業者からマニフェスト交付状況報告を受け付け、委託処理の状況を把握します。

受け付けた報告内容は、データ化して統合し、報告数の算出、各事業所の排出量集計、分析等を行うとともに、多量排出事業者の対象規模以上の事業所を抽出し、多量排出事業者の計画書の提出が行われているかを確認します。

■処分業者による処理の実績把握

本市の産業廃棄物処理業者の実績報告に係る要領に基づき、処分業者に実績報告書の提出を求め、処理実態を把握するとともに、受け付けた報告データを統合し、集計や分析を行います。



総合的・効果的な推進体制の実現

■事業系廃棄物等に係る一体的な対策の推進に向けた体制づくり

事業者は、事業系廃棄物として産業廃棄物と一般廃棄物の両方を排出しますが、本市では、産業廃棄物と一般廃棄物で所管課が異なっており、問い合わせ対応、指導、情報提供等は産業廃棄物と一般廃棄物で別々の課が行うため、意識調査における市への要望では、「産業廃棄物と一般廃棄物を一体的に対応してほしい」が最も多くなっています。（排出事業者意識調査結果より）

また、不用品回収等による野積みについては、野積みされている廃棄物等を産業廃棄物か一般廃棄物か完全に判別することが難しく、混在している状況です。

こうした状況を踏まえ、事業系廃棄物に係る産業廃棄物と一般廃棄物の両面からなる一体的な対策の推進に向けた体制づくりに取り組みます。

■協働による効果的な対策に向けた体制づくり

排出事業者と実際に接する機会が多いのは、排出事業者から相談を受けたり、処理を受託する処理業者であり、排出事業者による適正処理の促進を図るには、産業廃棄物処理の専門家として、処理業者が、排出事業者に的確に助言等を行い、適正処理に導くことが効果的です。また、そのためには、処理業者自らも知識の向上等を図る必要があります。

こうしたことから、業界団体と連携し、排出事業者と処理業者の協働による理解や認識の向上、適正処理の促進を図る体制づくりを進めます。

DXの 推進

デジタル技術の活用と可視化・分析の推進

■ デジタル技術を活用した効果的・効率的な情報管理

限られた人員で、適切かつ効果的・効率的に事業を遂行するためには、DXの推進が重要です。

このため、デジタル技術を活用し、各種情報を適切に管理し、有効に活用できる情報管理システムを整備・運用し、業務の適正化・効率化とともに、より効果的な施策の推進を図ります。

■ 情報の収集・電子化・可視化・分析の推進

施策の効果を把握し、指導や情報提供へ活用するほか、施策の見直しや新たな取組の検討等に資するよう、各種情報の収集、電子化や可視化、分析を推進します。

また、行政手続の利便性の向上や業務の効率化を図るため、各種報告の電子化を促進します。特に、マニフェスト交付状況報告は、現在、書面による報告が未だ約2割を占めていることから、電子データによる報告を一層促進するとともに、その他の報告についても、より効率的な方法を検討します。

さらに、届出等についても可能な限り電子化を促進します。

■ 電子マニフェストの利用促進

電子マニフェストは、事務処理の効率化、データの透明性、適正処理の促進に資するものであり、普及拡大に当たっては、まず、処理業者の加入を促進することが効果的・効率的です。

このため、各処理業者における電子マニフェスト加入の有無を調査・把握し、加入促進に向け、許可更新時等における制度の紹介・勧奨、業界団体と連携した働きかけ等を行うとともに、排出事業者が処理業者の電子マニフェスト加入状況を把握し、加入業者を選択しやすい環境の整備を検討します。

また、排出事業者に対し、各種機会を捉え、利用促進に向けた啓発を行っていきます。

【本市の率先的取組】 本市における電子マニフェストの原則利用

本市においては、原則電子マニフェストを利用することを目指し、各部署における排出・交付状況（産業廃棄物排出の有無、利用したマニフェストの種類、排出量等）を毎年度調査するとともに、取りまとめ結果を庁内に周知するなど、電子マニフェストの利用を徹底します。

8 情報発信

分かりやすくニーズに即した情報発信

■分かりやすく効果的な情報発信

現在、本市ホームページに法令遵守事項等の情報を掲載していますが、意識調査では、「法令遵守事項や排出方法などの廃棄物処理に関する情報を十分には入手できていない」と回答した事業者が半数であるなど、掲載場所や内容等が分かりにくく、利用しづらいことがうかがえます。

こうしたことから、利用者にとって分かりやすいものとなるようホームページの構成・内容を検討し、抜本的な見直しを行います。

また、広報紙など各種媒体を活用し、効果的かつ積極的な情報発信を行います。

■リーフレット等を用いた情報提供

排出事業者にとって、産業廃棄物と一般廃棄物の区分、処理方法、課せられている義務等は、複雑で分かりにくく、意識調査では、リーフレットによる情報提供の要望が約6割であるなど、ビジュアル的に分かりやすい形での情報提供が望まれています。

このため、区分や処理方法等を分かりやすく示したリーフレットを作成するとともに、業界団体等を通じた配布、ホームページへの掲載などにより、一層の周知に取り組みます。

計画の推進

本計画を着実に推進し、効果的かつ効率的に施策を推進するため、スケジュールの作成、施策の成果の検証、施策の見直し等を行います。

- 年度別スケジュールの作成

各施策の年度別スケジュールを作成し、計画的に実施します。

- 施策の成果の検証

実施した施策について、データ化、可視化、分析等の整理を行いつつ、毎年度、進捗状況の把握や成果の検証を行っていきます。

- 施策の見直し等

必要に応じて、施策の見直しや新たな施策の検討を行います。